

訪問看護ステーションピース利用約款

様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者である訪問看護ステーションピース（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示をされるまでの期間とします。ただし、第7条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（訪問看護計画の作成、介護予防訪問看護計画の作成）

事業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示にもとづき、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」に沿って保健師、看護師、准看護師（以下、「看護職員」といいます。）（准看護師を除く）は「訪問看護計画」「介護予防訪問看護計画」（以下、「訪問看護計画等」といいます。）を作成します。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」といいます。）が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画等について、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成します。事業者はこの「訪問看護計画等」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（利用者負担金及びその滞納）

- サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。
尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。
- 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2カ月分以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることができます。

第5条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第6条（事業者の解除権）

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
- 2 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第7条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第5条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 2 第6条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 3 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - （1）利用者が長期にわたり医療施設に入院した場合
 - （2）利用者が死亡した場合

第8条（記録）

- 1 当事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第9条（個人情報保護）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第10条（緊急時の対応）

- 1 当事業所は、現に訪問看護を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。
- 2 前項のほか、訪問看護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
- 2 苦情や意見を述べた方々に対して、以降の利用や生活において不利益な扱いをすることは、決してありません。万が一不利益な扱いを受けた場合は、担当者にその旨お申し出ください。

第12条（賠償責任）

- 1 訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条（利用契約に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

訪問看護ステーションピース利用契約書

訪問看護ステーションピースの訪問看護サービス利用に関して、サービス利用者（以下「甲」という。）と訪問看護ステーションピース管理者 宮城 司（以下「乙」という。）との間に別紙約款のとおり訪問看護サービス利用契約を締結します。

記

契約内容 別紙利用約款のとおり

なお、本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、各 1 通を保有します。

令和 年 月 日

(甲) 利用者住所 _____

利用者氏名 _____ (印)

ご家族住所 _____

ご家族氏名 _____ (印)

利用者とのご関係 _____

(乙) 沖縄県国頭郡本部町字東 419 番地 B 号

訪問看護ステーションピース

管理者 宮城 司